

佐倉市スポーツ表彰に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツその他これに準ずるものの大会において優秀な成績を収めたものの表彰（以下「表彰」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大会とは、国際大会及び全国大会をいう。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 親睦又は交流を主たる目的とする大会

イ 団体（次号ア及び第3号アからカまでに規定するものを除く。）が主催する大会であって、参加するものが当該団体に在籍するもののみである大会

ウ その他不相当と認められる大会

(2) 国際大会とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 国際競技連盟又はそれに準ずる組織が主催する大会

イ 大会の規模等がアに掲げる大会に相当するもの

(3) 全国大会とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 公益財団法人日本スポーツ協会が主催する大会

イ 公益財団法人日本スポーツ協会加盟の中央競技団体が主催する大会

ウ 公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する大会

エ 公益財団法人全国高等学校体育連盟が主催する大会

オ 公益財団法人日本高等学校野球連盟が主催する大会

カ 公益財団法人日本パラスポーツ協会が認めた大会

キ 大会の規模等がアからカまでに掲げる大会に相当するもの

(対象)

第3条 表彰の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、佐倉市表彰規程（平成5年佐倉市訓令第9号）第2条第1項各号に掲げる表彰の基準に該当する場合は、この限りでない。

(1) 市内に在住、在学、在勤又は市内に所在する団体に在籍する個人

(2) 本市出身の個人

(3) 市外に在住する学生で、その保護者が市内に在住する個人

(4) 市内に所在する団体

(5) 市長が特に認めた個人及び団体

(表彰の基準)

第4条 表彰の基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国際大会に出場したもの
- (2) 全国大会において3位以内の成績を収めたもの
(表彰の制限)

第5条 個人の表彰は、幼児、小学生、中学生、高校生及び大学生の区分ごとに1回までとする。ただし、既に受けた表彰に係る大会と同等の大会において、当該表彰に係る大会で収めた成績より上位の成績を収めた場合又は前条第2号の規定により表彰を受けた者が同条第1号の規定に該当する場合はこの限りでない。

(表彰の方法)

第6条 表彰は年1回とし、原則として表彰を行う年度(以下「表彰年度」という。)の12月に行う。

2 表彰は、表彰状を市長が授与することにより行う。

(表彰の推薦)

第7条 表彰の推薦については、推薦書により表彰年度の指定する日までに市長に提出するものとする。

(表彰対象期間)

第8条 第4条に規定する大会は、特別の場合を除き、表彰年度の前年度12月1日から表彰年度11月30日までに開催されたものとする。

(表彰者の決定)

第9条 市長は、第7条により提出された推薦書により表彰する者を決定する。

附 則 (令和4年10月24日決裁 佐生第157号)

この要綱は、決裁の日から施行する。